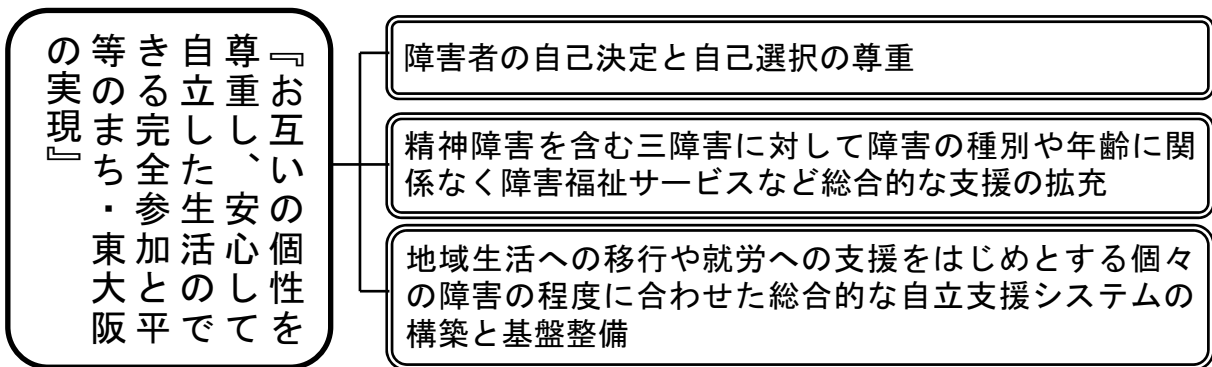


第3章 計画の基本的な方針

1 基本理念

東大阪市新障害者プランでは「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方をもとに、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を理念として掲げており、これは障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する本計画でも上位計画の理念として引き継ぐべきものです。また、第1期計画の後続計画である本計画は第1期計画で示した3つの理念も引き継ぎます。

【 基本理念 】



● 障害者の自己決定・自己選択の尊重

障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を利用あるいは活用して、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

● 精神障害を含む三障害に対して障害の種別や年齢に関係なく障害福祉サービスなど総合的な支援の拡充

各種制度の施行とともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者と障害児に対し、そのサービスの格差と違いを是正し、適切で総合的な支援の拡充を行います。

● 地域生活への移行や就労への支援をはじめとする個々の障害の程度に合わせた総合的な自立支援システムの構築と基盤整備

障害者の自立の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤を整えます。すでに障害福祉サービスの制度自体は障害者個々の状態に合わせた自立支援システムとなつてはいますが、これらを提供する施設整備や障害福祉サービス提供事業者の確保、質の向上について、地域の社会資源を最大に活用し、基盤整備を進めることが重要となっています。

2 基本的な考え方

本計画では必要なサービス基盤の整備が具体的に進むように、第1期計画の基本的な考え方（4つ）に加え、追加する考え方を次に掲げる5つとします。

【 障害福祉計画の基本的な考え方 】

- 1) 必要な訪問系サービスを保障
- 2) 希望する障害者に日中活動サービスを保障
- 3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

【 追加する考え方 】^②

- サービスの基盤整備の促進
 - ・地域生活に必要な住まい、訪問系サービス、日中活動系の拠点をバランスよく配置することを検討します。
- 障害者の地域生活への移行の一層の促進
 - ・福祉施設の入所者の地域生活への移行については、施設入所を希望される方を含んで削減見込みを検討します。
 - ・精神障害者の地域生活への移行については、大阪府が実施する精神障害者地域移行支援特別支援事業を推進するとともに、退院・退所後までの支援を検討します。
- 相談支援体制の充実・強化
 - ・相談支援体制の充実・強化のため、東大阪市自立支援協議会については、地域における相談支援体制の中核として、本市の実情にそった組織運営・機能強化を目指します。
 - ・虐待防止に対する取り組みについても検討します。
- 一般就労への移行支援の強化
 - ・障害者の一般就労への移行を促進するため雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
 - ・大阪府が示した「工賃倍増5か年計画」について、本市としてもその目標工賃等を目指し、周知を図ります。
 - ・福祉施設等における障害者の仕事の確保について、国が示した「重点施策実施5か年計画」や改正された地方自治法施行令をふまえ官公需による受注機会の拡大を推進します。
- サービス見込量に対する考え方の見直し
 - ・サービス見込量については、過去の実績からだけでなく、障害者のニーズやその動向を踏まえて見込むこととします。
 - ・市民にわかりやすい計画とするため、サービス見込量（時間等）とともに利用者数も明記します。

^② 全国障害福祉計画担当者会議「第2期障害福祉計画について」（平成20年7月）で示された計画の基本指針案より東大阪市で必要と想定されるものを抽出し示しています。

3 施策の展開

● 施策体系

本計画の施策の体系は東大阪市新障害者プランの「第2章 生活支援の充実」の実施計画的なものにあたります。取り扱う施策は主に障害福祉サービスや地域生活支援事業に係るものです。

第2期計画の施策体系	第1期計画からの変更点
1 訪問系サービスなど居宅サービスの充実	大きな変更はありません。
2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障	
3 入所・入院等から地域生活への移行を支える居住系サービスの充実	
4 一般就労への移行支援の強化	第1期計画に掲げた「4 障害者の雇用・就労の促進」の内容は本計画の上位計画である東大阪市新障害者プランで描いています。本計画では障害福祉計画の大きな目的である一般就労への移行支援に重点をおいて描いています。
5 利用者本位の相談支援・サービス提供体制の強化	本計画では、第1期計画に掲げた「5 相談支援の提供体制の確保」だけでなく、制度の変更が繰り返されている障害福祉サービス等が利用者にわかりやすく、使いやすいものとなるような取り組みを検討しています。
6 地域生活支援事業の充実	大きな変更はありません。

4 目標

4-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害者の入所施設に入所している方のうち、今後、自立支援訓練事業等を利用し、ケアホームやグループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、その上で、平成23年度末までに地域生活へ移行する方の数値目標を設定しました。第1期計画における平成23年度までの地域移行目標数（23人）は平成19年度の実績値（28人）によってすでに達成しています。さらに地域移行を進めるために、第2期計画では平成23年度までの地域移行者数を34人と設定しています。

表 目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行）

項目		数値	考え方
入所者数（A）		306人	平成17年10月1日
目標年度入所者数（B）		252人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【数値目標】	施設入所者数の削減見込 （A-B）	54人 17.6%	差引減少見込み。地域移行者数や新たに入所する方の数を勘案しています。
	地域移行者数（平成18～23年度）	62人	施設入所からケアホームやグループホーム等へ移行する人数
	平成19年度までの実績	28人	
	～平成23年度	34人	

表 第2期計画における地域移行者の目標数の設定

（単位：人）

平成17年10月の施設入所者	第1期計画における平成23年度までの地域移行目標数 A	平成19年度までの地域移行者数（実績） B	第2期計画での地域移行者の目標数
306	23	28 (Aを達成)	34

4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国においては、受け入れ条件が整えば退院可能な精神入院患者約7万人の退院促進を図るとともに、医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画をいう。）における基準病床数の見直しを進め、全国で約7万床の削減を目指しているところです。また、大阪府では、平成13年度の精神科在院患者調査に基づき、社会的入院950人（大阪市を除く）の解消を第3次障害者計画の目標とし、退院促進支援事業等の実施を通じて在院者の減少（当時の950人中、平成17年度在院者457人）を図っています。さらに、大阪府では、平成17年度の精神科在院患者調査結果から院内寛解者及び寛解者2,226人を退院可能な方とみなし、平成24年度におけるこれらの社会的入院の解消を視野に、平成23年度の退院可能数値目標を1,908人としており、この内、本市に該当する方を目標値とします。

表 目標値（入院中の精神障害者の地域生活への移行）

項目	数値	考え方
大阪府が示した数値	113人	第1期計画策定時の退院可能精神障害者数
【数値目標】減少数	97人 (60人)	上記の内、平成23年度末までに減少を目指す人数は97人です。97人の内、平成19年度までに移行した人数を除いた人数、すなわち第2期計画で地域移行を目指す人数は60人です。

表 第2期計画における地域移行者の目標数の設定

(単位：人)

第1期計画における 平成23年度目標値 A	平成19年度までの 地域移行者数（実績） B	平成20年度以降の 地域移行者の目標数 (A-B)
97	37	60

4-3 福祉施設から一般就労への移行

国から示された「福祉施設から一般就労への移行者を4倍以上とすること」や「就労継続支援利用者のうち3割は雇成型とすること」などの目標を踏まえつつも、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇成型への誘導方策等が不十分であったため、その実現は早期には進みにくい状況にあります。本市では国や大阪府の動向を勘案しつつ、目標達成に向けた支援施策を検討することとします。

表 目標値（福祉施設から一般就労への移行）

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	13人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者
【数値目標】 目標年度の年間一般就労移行者数	52人 4倍	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者

表 第2期計画における一般就労移行者数の目標数の設定

(単位：人)

第1期計画における 平成23年度目標値 A	平成19年度の 一般就労者数（実績） B	A - B	第2期計画における 平成23年度の 一般就労者の目標数
52	34	18	52

5 見込量算出の基本的な考え方

本市では大阪府が示した「第2期市町村障害福祉計画にかかる障害福祉サービス見込量算出方法」を参考に、これまでの実績を踏まえ、障害福祉サービス等の見込量を算出することとしました。見込量の算出の際には、アンケートによる障害者ニーズ調査や、サービス提供事業所の基盤調査から想定されるニーズ量と供給量も加味して数値の補正を行っています。

大阪府が示した障害福祉サービス見込量算出の基本的な考え方は次のとおりです。

- 地域移行を実現するためのサービス基盤の整備と併せて、障害福祉サービス水準における市町村格差の是正を図ることが求められています。
- 障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量の算定に当たっては、障害福祉サービスの利用者と未利用者を含めた各市町村の全ての障害者のニーズを的確に把握することが基本となります。
- また、更生施設や授産施設など従来の施設等から新体系サービスへの移行が進んでいない状況において、日中活動系・居住系サービスに係るサービス見込量を推計するには、障害者のニーズに加え、事業者の参入意向などを踏まえる必要があります。
- その上で、各障害福祉サービスの総量を見込むためには、今後のサービス利用者数と一人当たりの平均利用量を見込むことが必要と考えます。

～ 今後のサービス利用者（訪問系・日中活動系・グループホーム等）の捉え方 ～

①現在の新体系サービス利用者

+

【主な新規利用者】

- ②府立入所施設からの地域移行者
- ③民間入所施設からの地域移行者
- ④退院可能な精神障害者
- ⑤現在旧法の入所施設利用者の内、新体系サービスへ移行した障害者支援施設の利用者
- ⑥現在旧法通所施設の利用者
- ⑦現在小規模通所授産施設及び小規模（福祉）作業所の利用者
- ⑧支援学校からの新規卒業生
- ⑨在宅のサービス未利用者のうち、利用ニーズを有する方